東北運輸局プレスリリース



《発表記者会:東北電力記者会》 宮城県政記者会》 気仙沼市役所記者クラブ》

> 令和2年2月10日 国土交通省 東北運輸局

船員法違反船舶所有者の公表 ~昨年発生の襟裳岬沖漁船衝突転覆事故に関わって~

昨年9月8日、襟裳岬沖で宮城県気仙沼市のまぐろ延縄漁船第十八鴻(おおとり) 丸が、国籍不明の大型船に衝突され、転覆する事故が発生。その後の東北運輸局気 仙沼海事事務所運航労務監理官による監査により、第十八鴻丸側の見張り不足や必 要な有資格船員の不足等、船長兼船舶所有者の船員法違反が複数件確認され、文 書戒告処分としていたもの。

国土交通省では、船員の労働条件・労働環境の適正な整備、船舶の航海の安全の確保等を図るため、船員法等の関係法令に違反した船舶所有者等の公表基準を設定し、災害等の防止や注意喚起、法令の遵守及び航海の安全の確保等に対する警鐘とすることを目的とし、四半期ごとに公表を行っております。

令和元年度第3/四半期において、東北運輸局管内で、船員法等の違反に関する 累計ポイントが一定以上に達した船舶所有者について、別紙のとおり東北運輸局の Webサイトへ掲載し、公表を行います。

1. 公表期間 : 令和2年2月10日(月)から6ヶ月間

2. 公表内容 : 別紙のとおり

◎公表の対象

- ・船員法第101条第1項に基づく「是正命令」に従わない船舶の船員法上の船舶所有者
- ・船員法等に違反し、累積ポイント(ポイント継続期間は最長2年間)が、120ポイント以上となった船舶あるいは事業場の船員法上の船舶所有者
- ・その他、公表が必要と認められる船員法上の船舶所有者



《問い合わせ先》

東北運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官 和田 横尾

 $\text{Tel:} 0\,2\,2\,-\,7\,9\,1\,-\,7\,5\,1\,1$

別紙

船員法等関連法令違反船舶所有者(令和元年度第3/四半期(令和元年10月~12月分))

公表年月日	船 名	船 種 又は 業 種	船舶所有者名	所 在 地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行 った主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (管轄局)
令和2年2月10日	第十八鴻丸	まぐろ延縄漁船	三浦 正治	宮城県 気仙沼市	令和元年10月28日	・発航前の検査や航 海当直基準に従った 適切な航海当直の 実施に関する違反		東北運輸局

[※]公表理由:船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。